

勤労者ニュース

No. 69

編集・発行 豊中市市民協働部 くらし支援課

560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

TEL 06-6858-6862 FAX 06-6858-5095 E-Mail shigoto@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市では、雇用や労働に関する動向や、勤労者の福祉に関する情報をさまざまな形で発信しています。この勤労者ニュースでは、雇用労働情報をまとめて事業所の皆さんにお届けしています。

<目次>

- 労働相談について/若者向け労働啓発冊子について・・・・・・・・・・ 1
- 労働施策総合推進法等の改正について/ハラスメント対策強化について・・・・・・ 2
- 女性活躍のさらなる推進について/治療と仕事の両立について・・・・・・ 3
- 大阪府の最低賃金が 1,177 円に改定されました/豊中市中小企業勤労者互助会のご案内・・・・ 4

豊中市の労働相談は労働者の方も事業主の方もご利用いただけます

社内の労働トラブルの解決・防止にご利用ください

◎こんなお悩みありませんか？

- ・パート従業員にも有給休暇を与える必要がありますか？ ・「パワハラ」を受けたのですが、どうすればいいですか？
- ・準備や片づけの時間も時給を払わないといけませんか？ ・残業代が支払われていません。

【労働相談窓口へご相談ください】

労働相談専門の相談員（社会保険労務士）が対応します。お電話でも、対面でも、ご相談は可能です。

【相談場所】

豊中市立生活情報センター
くらしかん 2 階
(豊中市北桜塚 2-2-1)
TEL：06-6858-6862
月・水・金 10 時～12 時、
13 時～16 時（10 時～12 時は予約優先）

詳しくは
こちらから↓



【「よくある相談事例」紹介しています！】

よくある相談については、回答や考え方など市ホームページにも掲載しています。

例)

「悪口を言われる、私物を隠される、職場でいじめられました」「アルバイトですが、突然解雇されました」「採用内定を取り消されました。」等々

市 HP はこちら→



若者向けの労働啓発冊子を作成しました！

豊中市では、これから働き始める方や、働き始めて間もない方に、働くうえで知っておいていただきたいルールを紹介した、労働啓発冊子を作成しました。よくある労働トラブルの Q&A などを掲載しておりますので、ぜひ一度ご覧ください。

冊子はこちらから→



労働施策総合推進法等の一部が改正されました！

(令和7年(2025年)6月11日公布)

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るための法律改正が行われました。

改正の概要は主に下記の3つです。

- ① ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】
- ② 女性活躍の推進【女性活躍推進法】
- ③ 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

以下でポイントを記載します。

詳細は右記
二次元コードより



ハラスメント対策の強化について

カスタマーハラスメントや求職者等へのセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

●カスタマーハラスメント対策の義務化について

○カスタマーハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

○カスタマーハラスメントとは以下の3つの要素をすべて満たすものです。

- ① 顧客・取引先・施設利用者その他の利害関係者が行う、
- ② 社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
- ③ 労働者の就業環境を害すること。

○事業主が講ずべき措置の具体的な内容等は、今後指針において示す予定です。

- ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・ 相談体制の整備・周知
- ・ 発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置



●求職者等へのセクハラ対策の義務化について（いわゆる「就活セクハラ」）

○求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

○事業主が講ずべき措置の内容等は、今後指針において示す予定です。

- ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・ 相談体制の整備・周知
- ・ 発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
(例：相談への対応、被害者への謝罪等)

●ハラスメントのない職場の実現に向けて国の啓発活動が強化されています！

職場におけるハラスメントについての事例動画など役立つコンテンツを掲載していますので、右記二次元コードよりご確認ください。



女性活躍の更なる推進について

●法律の有効期限延長

これまで令和8年(2026年)3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年(2036年)3月31日までに延長されました。

●情報公表の必須項目の拡大について（施行日：令和8年(2026年)4月1日）

これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、 2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、 2項目以上を公表
101人～ 300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、 1項目以上を公表

※ 従業員数301人以上の企業は、1「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、2「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の、計2項目以上を公表することと、従業員数101人以上の企業は、1及び2の全体から1項目以上を公表することとされています。

●プラチナえるぼし認定の要件追加について（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。

お問合せ：大阪労働局雇用環境・均等部指導課（06-6941-8940）

治療と仕事の両立支援の推進について

（施行日：令和8年(2026年)4月1日）

事業場において、労働者の「治療と仕事の両立」を支援するため必要な措置を講じることが、努力義務となります。

●治療と仕事の両立支援ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

「事業者の人事労務担当者」、「治療をしながら働きたい方（労働者）」、「医療機関・支援機関の方」にとって役立つ情報を発信しています。

詳しくは、右記二次元コードからご確認ください。



お問合せ：大阪労働局労働基準部健康課（06-6949-6500）

大阪府内の最低賃金が改定されました！

件名	時間額	効力発生年月日
大阪府最低賃金	1,177 円	令和 7 年 (2025 年) 10 月 16 日

■最低賃金は、大阪府内の事業所で働く **すべての労働者に適用** されます■

●最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の 2 種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金が適用されます。ただし、次の方は「特定最低賃金」の適用を除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。(注)

1. 18 歳未満または 65 歳以上の方
 2. 雇入れ後 3 か月未満の技能習得中の方
 3. 清掃または片付けの業務に主として従事する方
- (注) 特定最低賃金の適用除外について、業種によっては上記の他にも除外対象があります。詳しくは大阪労働局ホームページ「大阪府の最低賃金のお知らせ」ページをご確認ください。

●最低賃金に次の賃金は含みません。

1. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
2. 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（ボーナスなど）
3. 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
4. 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

●最低賃金法の違反については罰則があります。

●生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度（業務改善助成金制度）があります。また、有期雇用労働者の正社員化や、処遇改善の取組を実施した場合に助成を受けることのできるキャリアアップ助成金制度もあります。

【お問合せ】

大阪労働局 労働基準部 賃金課 TEL-06-6949-6502 または、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

豊中市中小企業勤労者互助会 入会のご案内

月々 500 円の会費で従業員に充実した福利厚生サービスを提供できます

慶弔時の給付金や観劇・レジャー施設等チケットの割引価格での購入、人間ドックやインフルエンザ等予防接種の補助が利用可能です。また、大阪府内の共済会・互助会の割引提携施設を協同化し、より多くの提携施設を利用できる「おおきに Net」、日本全国の 2 万を超える割引協定契約施設を利用できる「全福センター」にも加入しており、どちらのサービスも利用できます。

入会できる事業所

豊中市内に主たる事業所があり、従業員 300 人以下の企業等（従業員 1 人から加入できますが、事業主のみの加入はできません）

掛金

会費は会員 1 人につき月額 500 円
(入会時のみ入会金が 1 人 600 円必要です)

メリット

- ・掛金が安い！
- ・会長が豊中市長で市が運営をサポートしており、安心
- ・従業員の健康管理に！
- ・掛金は税法上、損金又は必要経費として処理可能
- ・自社だけでは難しい慶弔時の給付に！
- ・福利厚生を充実させ、人材確保・定着に！

【お問合せ】 豊中市中小企業勤労者互助会事務局（くらし支援課内）
豊中市北桜塚 2 丁目 2 番 1 号（豊中市立生活情報センターくらしかん内）
TEL:06-6858-6862